

平成30年三重県議会定例会 防災国土整備企業常任委員会説明資料

◎所管事項説明

1 「平成29年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」 における事務事業等の見直しについて	1
2 三重県広域受援計画（最終案）について	3
3 三重県防災・減災対策行動計画（最終案）について	5
4 三重県版タイムライン（最終案）について	7
5 D O N E Tを活用した津波予測・伝達システムの展開について	9
6 審議会等の審議状況について	11

◎別冊資料

資料1-1	「三重県広域受援計画」概要
資料1-2	「三重県広域受援計画」最終案
資料2-1	「三重県防災・減災対策行動計画」概要
資料2-2	「三重県防災・減災対策行動計画」最終案
資料3	「三重県版タイムライン」最終案

平成30年3月12日
防災対策部

1 「平成 29 年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて

(1) 集中取組期間における事務事業の見直し一覧（防災対策部）

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

- ・「平成 29 年度から平成 31 年度における見直し」は、平成 29 年度から平成 31 年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの（複数回の見直しを行う）
- ・「平成 30 年度の見直し」は見直し年度の当初予算において見直すもの

○今回、平成 29 年 6 月に公表した集中取組期間における事務事業の見直し一覧について、見直し分類を変更したものには、欄外に「☆」を付けています。

【平成 29 年度から平成 31 年度における見直し】

(単位：千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成 30 年度 予算額
1	DONET を活用した津波予測・伝達システム等展開事業費 (「DONET を活用した津波予測・伝達システム」)	平成 29 年度 ～31 年度	「DONET を活用した津波予測・伝達システム」の維持経費負担のあり方について、関係市町と調整を進める。	27,076

【平成 30 年度の見直し】

(単位：千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成 30 年度 予算額
☆ 1	地域防災力連携強化促進事業費	平成 30 年度	平成 27 年度から消防団と自主防災組織が連携した取組をモデル地域において実施し、今後その成果を水平展開していくことから廃止する。	0

(2) 集中取組期間における県有施設の見直し一覧（防災対策部）

- 今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。
- 見直しにあたっては、次の基本的な考え方に基づいて方向性の検討を行いました。
 - ・引き続き県が関与する必要性について、設置時の目的と時代のニーズが異なっていないか、未利用になっていないかなどの視点で検討し、必要性がないと判断した施設については廃止したうえで、売却や貸付、委譲、用途変更等に努めることとします。

No	施設名	見直しの考え方	見直しの方向性
1	備蓄倉庫 ＜直営＞	<p>当該施設は、防災関係資機材を保管する目的で平成2年に建設され、現在も資機材を保管している。</p> <p>現在の場所でなければならない理由がないこと、資機材の移動先も確保可能であることなどから、廃止（売却）の方向で検討を進める。</p>	廃止（売却）
2	衛星第2統制局舎 ＜直営＞	<p>当該施設は、本庁舎が地震等により無線統制局としての機能を果たせなくなる場合に備えて平成9年に建設されたが、現在は倉庫として利用している。</p> <p>本庁舎の免震化により無線統制局の機能は確保されていることなどから、廃止（解体）の方向で検討を進める。</p>	廃止（解体）

2 三重県広域受援計画（最終案）について

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される本県としては、発災後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることが重要です。

このため、緊急輸送ルートや活動拠点、様々な受援活動等を整理した「三重県広域受援計画」について、市町や関係機関との検討などを経て、最終案をとりまとめました。

1 三重県広域受援計画（最終案）の構成等 資料 1－2 参照

（1）構成

- ・ 第1章 総則[P. 1]
- ・ 第2章 緊急輸送ルートに関する計画[P. 17]
- ・ 第3章 救助・救急、消火活動に関する計画[P. 51]
- ・ 第4章 医療・保健活動に関する計画[P. 81]
- ・ 第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受け入れに関する計画[P. 99]
- ・ 第6章 物資調達に関する計画[P. 113]
- ・ 第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画[P. 139]
- ・ 第8章 ボランティアの受け入れに関する計画[P. 163]
- ・ 第9章 自治体応援職員の受け入れに関する計画[P. 179]

（2）計画の適用

- ①国のプッシュ型支援等が開始される判断基準（あらかじめ定めた地域において、震度6強以上の地震の発生、または、大津波警報の発表）を満たした場合
- ②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合

2 本県の計画の特徴について

【特徴1】要配慮者へのきめ細かな支援につなげる受援活動

大規模災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者への支援ニーズが多く発生するとともに、災害による直接死だけでなくその後の災害関連死の防止や、健康保持に対する支援が重要です。

このため、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）など新たなチームによる活動、保健師、管理栄養士による保健予防活動、食生活指導のほか、福祉専門職の活動など幅広く定めるとともに、医療・保健・福祉の連携により被災者ニーズに対応することを定めています。

【特徴2】県内の被害状況を想定した物資受援活動

国のプッシュ型支援物資が届く4日目以降の受援活動だけでなく、発災後3日間の対応や、津波等による孤立地域の発生など県内の被害状況を想定した物資支援が必要です。

このため、県との協定締結に基づく、民間流通事業者による物資支援や孤立地域への支援を定めています。

また、紀伊半島大水害において、紀宝町で断水し全世帯に給水できるまで9日間要した教訓をふまえ、応急給水について、他の都道府県等への給水要請と給水活動、市町が所有する配水池の緊急遮断弁により確保した水の供給などについて定めています。

【特徴3】ボランティア等による抜け・漏れ・落ちのない支援につなげる受援活動

熊本地震においてボランティア団体等の情報共有会議である「火の国会議」が開催され、被災地域や避難所ニーズの把握とボランティア団体間の支援調整や災害対策本部との調整により、支援の「抜け・漏れ・落ち」を防ぐことにつながりました。

このことをふまえ、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応するため、県内外の災害ボランティア団体など様々な関係者が参加し、情報共有、連絡調整を行う連携の場として「協働プラットフォーム」を県域及び被災現地において構築することについて定めています。

【特徴4】自治体応援職員を躊躇せず受入れ、適材適所に配置する受援活動

熊本地震において、益城町では、災害対策本部が混乱するなか、せっかくの応援職員を適材適所に配置できなかったなど、県及び市町村における自治体応援職員の受援体制の整備が課題となりました。

このため、県災害対策本部に「応援・受援班」を設置することとし、また、県及び市町の迅速な受援体制構築のため、応援職員が従事する業務をあらかじめ整理しました。

【特徴5】市町受援計画につなげる計画

熊本地震において、県外からの人的・物的支援の受入れにあたり、県と市町村の役割分担が明確でなく多くの混乱が生じました。

このため、県と一体的に受援対応すべき市町の対応のポイントを示し、今後の市町受援計画策定につなげることを考慮した計画としています。

3 今後の取組

(1) 県広域受援計画の検証と市町の受援活動に係る実験

県広域受援計画の実効性を高めるとともに、市町における受援体制整備を促進するため、北勢広域防災拠点（平成29年度完成）を活用した実働の活動実験を、平成30年5月20日に実施します。

(2) 市町の受援計画策定にかかる支援

県と市町が一体となった災害時受援体制の構築に向けて、県広域受援計画をふまえた市町の受援計画の策定を支援するため、自治体応援職員の受入れ、支援物資、ボランティアの受入れについて、モデル市町と検討を行い、市町受援計画策定にかかる作業手順をとりまとめた手引書を平成30年度に作成し、県内市町への水平展開を図ります。

3 三重県防災・減災対策行動計画（最終案）について

「三重県防災・減災対策行動計画」については、近年の災害事例における課題や、現行の行動計画による防災・減災対策の検証結果に基づき、必要となる重点的取組や行動項目の検討を行うなどの策定作業を進めてきました。

また、計画案に対する有識者やパブリックコメント、市町・防災関係機関等からの意見を反映し、最終案をとりまとめました。

1 計画の概要 資料2-2参照

第1章 計画策定の背景

近年の地震災害や風水害の事例を述べるとともに、国における対策の検討状況等について整理を行いました。

- 1 近年の地震災害事例と国の取組（P 1）
- 2 近年の風水害事例と国の取組（P 9）

第2章 対策上想定すべき災害の様相

県の防災・減災対策の前提となる地震や風水害について、その様相や対策の考え方についての概要を示しました。

- 1 三重県が対策上想定すべき地震（P 22）
- 2 三重県が対策上想定すべき風水害（P 50）

第3章 「新地震・津波対策行動計画」および「新風水害対策行動計画」における取組の検証と結果

県内の防災・減災対策がどの程度進捗し、現在、どのような課題があるのかを明らかにするため、「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」におけるこれまでの取組を検証しました。

- 1 県内の防災・減災対策の取組実績（P 65）

第4章 検証結果から見えてきた課題

第3章で整理した県内の防災・減災対策の検証結果をふまえ、「三重県防災・減災対策行動計画」で取り組むべき課題について、整理をしました。

- 1 取組が進んでおらず、効果的な取組を検討し進捗を図る必要があるもの（P 80）
- 2 取組は計画的に進んでいるが、対応すべき課題のあるもの（P 84）

第5章 計画の基本的な考え方

計画の策定目的のほか、「防災の日常化」をめざしていくことが重要であることを述べるとともに、それぞれの取組主体に期待される役割を整理しました。

- 1 計画策定の目的 (P 9 1)
- 2 防災の日常化 (P 9 1)

第6章 計画の基本事項

- 1 施策体系 (P 9 3)
- 2 計画期間 (P 9 6)
- 3 進行管理 (P 9 6)

第7章 課題解決に向けた重点的取組

計画期間中に特に注力すべき対策を「重点的取組」として設定し、69の「重点行動項目」を整理しました。

- 重点的取組1：県民の防災活動をさらに促進する (P 1 0 2)
- 重点的取組2：育成してきた防災人材の地域での活用や地域防災力の核となる組織の取組のさらなる活性化を進める (P 1 0 5)
- 重点的取組3：各地域において、避難行動要支援者への支援や避難者の多様性への配慮をする対策を進める (P 1 0 8)
- 重点的取組4：近年の甚大な災害をふまえ、津波、土砂災害、洪水など地域の災害特性に応じた地域の避難対策を進める (P 1 1 0)
- 重点的取組5：県・市町の災害対策活動をさらに強化する (P 1 1 4)
- 重点的取組6：様々な主体による防災力をさらに向上する (P 1 2 6)
- 重点的取組7：災害に強いまちづくり（ハード整備）を進める (P 1 3 1)

第8章 行動計画

計画期間内に具体的な対策を実行、展開していくための行動項目を、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の時間軸に沿って整理しました。

ここに掲げた179の行動項目が、本計画におけるすべての取組となります。

災害予防・減災対策 (P 1 3 7)

発災前の直前対策および発災後対策 (P 1 8 1)

復旧・復興対策 (P 2 0 3)

(参考) 本計画における行動項目数

	項目数	うち新規項目	うち見直し項目
すべての行動項目数	179	42	24
うち重点行動項目数	69	25	17

4 三重県版タイムライン（最終案）について

県では、規模や進路、到達日時等が事前に予測できる台風を対象に、被害の最小化につなげるため発災前から「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理した「三重県版タイムライン」（以下「タイムライン」という。）を策定しています。

本年度は、6月1日以降、5回の台風接近時に取り組んだ試行と改善を重ね、このたび最終案をとりまとめました。

1 タイムラインの内容等

(1) タイムラインの主な行動項目

県内市町や各部隊・関係機関への意見をふまえるとともに、現在策定を進めている「三重県広域受援計画」との整合を図り、以下のとおり各部隊のタイムラインの主な行動項目を整理しました。

① 総括部隊

- ・タイムライン発動、解除、タイムラインレベルの移行や「ゼロ・アワー」の設定など関係機関との情報共有に関する項目（No12、No31）
- ・タイムライン連携会議の開催やリエゾン受入など関係機関との緊密な連携に関する項目（No25、No32）
- ・県民の避難行動を促すツイッターの情報配信に関する項目（No11）など

② 社会基盤対策部隊

- ・氾濫や冠水などで通行支障が想定されるアンダーパスなどの点検や、施工中工事現場での事前の安全確保対策に関する項目（No18、No23）
- ・河川管理者が市町長へ直接情報を伝達し、助言を行うことで市町の避難情報の発令を促す「ホットライン」の実施に関する項目（No40）
- ・施工中工事現場を含めた社会基盤施設における被害情報収集や応急復旧対策に関する項目（No50～No60、No77～No86）など

③ 保健医療部隊

- ・医療機関の被災状況や負傷者の収容状況の把握、他県のD M A T・D P A Tの派遣要請、S C Uの設置などに関する項目（No36、No38）
- ・避難所への医師・保健師の派遣要請や避難所巡回による保健指導など避難者の健康管理対策に関する項目（No49～No54、No64）など

④ 救援物資部隊

- ・物資要請情報の収集・整理・調整に関する項目（No26～No29）

- ・救援物資（食料や生活必需品）の受入・調達・供給に関する項目
(No30～No37) など

⑤ 被災者支援部隊

- ・要配慮者関連施設などへの安全確保の周知や市町を超えた福祉避難所への受入調整にかかる支援などに関する項目 (No11、No16)
- ・学校などの休校措置状況の把握や児童生徒への安全確保に関する項目 (No18、No19)
- ・社会福祉施設、文教施設の被害状況の把握に関する項目 (No25～No28)
- ・避難所に指定されている県有施設（県総合文化センターや県立学校）における台風接近前の県民への安全確保の確認に関する項目 (No20) など

⑥ 生活・経済再建支援部隊

- ・中小企業復旧対策や災害義援金の受入に関する項目 (No30～No32、No35～No36) など

(2) 今後の取組

来年度以降は、総括部隊を含む6部隊が使用するタイムラインの運用を開始します。また、毎年度出水期後に検証を実施し、タイムラインの継続的な改善・充実を図ります。

2 市町タイムラインの水平展開

(1) 市町タイムライン「基本モデル」の作成

市町アンケート等をもとにモデル市町（3市町程度）を選定し、平成30年度、県と津地方気象台との連携強化を目的に設置した「県防災施策に関する研究会」(参加機関：県、モデル市町、紀宝町および津地方気象台など)において検討を重ね、市町タイムラインの策定に活用するための「基本モデル」(※)を作成します。

※「基本モデル」のイメージ

- (ア) 「三重県版タイムライン」と連携できるタイムラインとする。
- (イ) 県のほか、津地方気象台、河川国道事務所などの関係機関と市町災害対策本部が連携して運用するタイムラインとする。
- (ウ) (ア)・(イ)を基本としたタイムラインのひな形と、行動項目等の設定の考え方を整理する。

(2) 県内市町への水平展開

平成30年度に作成する「基本モデル」に基づき、平成31年度以降、市町への水平展開を図ります。

5 D O N E T を活用した津波予測・伝達システムの展開について

1 現在の状況

(1) システムの運用

平成 28 年度の伊勢志摩サミットの開催を契機に、D O N E T（地震・津波観測監視システム）を開発した国立研究開発法人海洋研究開発機構や、現在、D O N E T の運用を行っている国立研究開発法人防災科学技術研究所の協力を得て、「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩サミットの自然災害対策として導入し、平成 28 年 5 月から、伊勢志摩地域の市町を対象に運用を開始しています。

(2) システム導入の効果

このシステムは、津波が発生したことや、津波の観測が継続していることを住民に対して緊急速報メールで配信する機能と、県において、観測した津波の予測情報（津波高、津波到達時間、浸水範囲等）を確認できる機能を持っています。

これにより、D O N E T の観測装置が津波を観測した場合には、津波が発生したことや高台等への避難の呼びかけを、いち早く対象地域の住民に伝達するとともに、一度避難した住民が、自宅の様子を確認するなどのために再び浸水域に戻って被害に遭うことなどを抑止することができます。

また、県の災害対策本部において、津波予測情報を活用して、速やかに災害対策活動の初動体制を整えることなどに活用することができます。

(3) 県南部地域への展開

伊勢志摩地域同様、南海トラフ地震発生時に深刻な津波被害が想定されている県南部 7 市町（南伊勢町（旧南島町地域）、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）に本システムを導入するため、平成 29 年 4 月 1 日から本県職員を D O N E T の運用を行う国立研究開発法人防災科学技術研究所（茨城県つくば市）へ派遣し、平成 31 年 4 月からの運用に向け津波被害想定データの作成等、必要な作業を実施しています。

2 課題

(1) 津波即時予測情報の市町への提供

気象庁によると、システムによる津波即時予測情報を県以外の機関等に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、情報の提供先が津波による被災が予想される市町であっても、気象業務法に基づく津波予報の認可を取得しなければ提供することができないとされています。

(2) 伊勢湾岸地域への展開

伊勢市以北の伊勢湾岸地域において、システムを整備するかどうかについて、今後検討を進める必要があります。

3 課題への対応

(1) 津波即時予測情報の市町への提供

津波即時予測情報を関係市町へ提供するため、遅くとも平成31年4月までに津波予報にかかる気象業務法認可を取得する予定です。

この認可取得により、現在は県内部でのみ活用されている津波即時予測情報を、市町の災害対策活動等で活用することが可能になります。

(2) 伊勢湾岸地域への展開

みえ防災・減災センターの「D O N E T研究会」（平成28年設置、三重大学 川口准教授主宰）において、伊勢湾岸地域への展開について関係市町と意見交換しながら検討を進めたいと考えています。

4 今後の予定

(1) 平成30年度

4月～ 引き続き、津波被害想定データの作成

気象業務法認可資料の作成開始

8月 県南部地域の津波被害想定データの完成

10月 気象業務法認可申請書の気象庁への提出

3月 気象業務法認可取得

(2) 平成31年度

4月～ 県南部地域を対象としたシステムの運用開始

鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町に対し、津波即時予測情報の提供開始

6 審議会等の審議状況について

(平成 29 年 11 月 22 日～平成 30 年 2 月 18 日)

1 三重県救急搬送・医療連携協議会

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	平成 30 年 2 月 1 日 (木)
3 委員	会長 三重大学医学部附属病院 院長 伊藤 正明 委員 三重県医師会 理事 田中 孝幸、外 22 名
4 諒問事項	1 副会長（消防機関）の選出について 2 転院搬送に関する医師会からの要望について
5 調査審議結果	上記 2 件の諒問について了承
6 備考	